

へきしんの住宅ローンを  
ご検討されるお客様へ

# 太陽生命 団体信用 介護保障保険 (介護団信)

Web告知でご利用できます(※)  
Web申込可能!

団体信用介護保障保険詳細はこちら  
※Web告知はあらかじめ店頭での登録が必要です。



公的介護保険制度による「要介護3以上」  
に該当していると認定されたとき

所定の要介護状態が該当した日から  
起算して180日継続したら

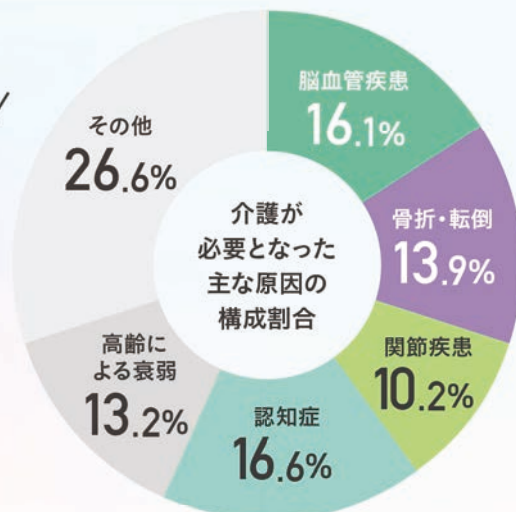
住宅ローン  
残高が  
**0円**

※ローン債務が保険金額を上回る場合は除きます。

ご存知ですか？


急に発症する病気やケガで

ある日突然、  
介護が必要になる  
方が多いんです!



出典:「2022(令和4)年 国民生活基礎調査」(厚生労働省)

所定の要介護  
状態って?

動画で解説   
1分でわかる! 介護団信

介護団信って  
どんな保障?

ここからチェック



※要介護3以上とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護3から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

※所定の要介護状態とは、「歩行」「衣服の着脱」「入浴」「食物の摂取」「排泄」の5項目のうち、1項目が全部介助、かつ他の1項目が全部介助または一部介助の状態、または前記5項目中3項目以上が一部介助の状態に該当したときをいいます。また、器質性認知症、かつ意識障害のない状態において見当識障害があると診断されたときに該当します。

※住宅ローン残高が最高保険金額を上回る場合は、住宅ローン残高が0円にならないことがあります。

# 太陽生命 団体信用介護保障保険

保険概要	
商品名	団体信用介護保障保険
団体信用介護保障保険とは	この保険は、碧海信用金庫を保険契約者とし、住宅ローンをお借り入れになるお客さまを被保険者とする介護専用の団体信用生命保険です。保険会社は介護保険金の支払事由に該当した場合、その時点で借入残高相当額を介護保険金として受取人である碧海信用金庫に支払い、お客さまの債務の弁済に充当します。
介護保険金の支払事由	介護保険金の支払事由とは、次のいずれかに該当したときをいいます。 1. 公的介護保険制度の要介護3以上に該当していると認定されたとき 2. 次のいずれかに該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あることを医師によって診断確定されたとき ●「歩行」「衣服の着脱」「入浴」「食物の摂取」「排泄」の5項目のうち、1項目が全部介助、かつ他の1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき ●上記5項目のうち3項目以上が一部介助の状態に該当したとき ●器質性認知症、かつ意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき
保険金が支払われない場合	次のような場合には介護保険金が支払われないことがあります。 1. 免責事由 ●被保険者の故意 ●被保険者の薬物依存 ●戦争その他の変乱 2. 加入(責任開始)日前の、疾病や不慮の事故を原因とする場合 3. 告知義務違反により契約が解除となった場合 4. 詐欺により取消または不法取得目的により無効となった場合 5. 重大事由により契約が解除となった場合 など
保険期間	住宅ローンのお借入期間(ローン契約が終了(完済)するまで)もしくは所定の年齢に達するまで
引受保険会社	太陽生命保険株式会社
保険料	●保険料は保険契約者の碧海信用金庫がお支払いします。
介護保険金のお支払制限について	介護保険金の支払事由に該当し介護保険金が支払われた後、保障が消滅する場合 ●お支払事由に該当し介護保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。 ●別途ご加入の団体信用生命保険により、保険金(特約付団体信用生命保険にご加入の場合は、特約保険金も含む)が支払われた場合には、債務残高がなくなるため、その後、介護保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。  ◎団体信用介護保障保険および団体信用生命保険にご加入の場合のご留意点 上記いずれかの保険契約により保険金が支払われた場合、その被保険者について保障は終了し、以後保険金受取人から保険金の支払請求がなされても、他の保険金は支払われません。 該当の保険契約により支払われる保険金額は、請求された保険金の支払事由に被保険者が該当されたときの債務額を基準に定まりますので、請求される保険金の種類により支払われる保険金額が異なる場合があります。十分ご注意ください。 (例) 所定の要介護状態と診断確定されたときの債務額(保険金額)が死亡されたときの債務額(保険金額)を上回る場合

太陽-勤補-企保-23-137

ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」を必ずご一読いただき、内容を十分にご確認ください。

## 【重要事項のご説明について】

詳しい保障内容や保険金によるご返済が受けられない場合(免責事項)など、お客さまの不利益となる事項のご説明については、お申込み時にお渡しします「被保険者のしおり(契約概要)・(注意喚起情報)」(WEB告知をされる方は重要事項説明)を必ずご確認ください。また、ご利用いただく保険は太陽生命保険株式会社の引受けとなりますので、ご不明な点は「被保険者のしおり(契約概要)・(注意喚起情報)」(WEB告知をされる方は告知の最終画面)記載のお問合せ先へご連絡ください。

